

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり (判断根拠) ○全国の大气環境基準の達成状況については、光化学オキシダントの環境基準達成率が依然として極めて低いが、微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準達成率は近年改善傾向がみられる。その他の大气汚染物質については、概ね高い達成率で横ばいになっている。 ○自動車NOx・PM法対策地域内の二酸化窒素の令和元年度の環境基準達成率は、一般局、自排局ともに100%(平成30年度達成率:一般局100%、自排局:99.5%)であり、近年達成又はほぼ達成となっている。また、浮遊粒子状物質の令和元年度の環境基準達成率は、一般局、自排局ともに100%であり、近年達成又はほぼ達成となっている。 ○我が国の降水のpHは依然4.8前後で推移しており、引き続き酸性化した状態にある。 ○建築物解体現場等45地点において石綿による大气汚染の状況を調査したが、石綿濃度が10本/Lを超えた地点はなかった。 ○全国の継続測定200地点において水銀の指針値を超過する地点はなかった。
	施策の分析	○令和元年度における光化学オキシダントの環境基準達成率は、一般局0.2%、自排局0%であり、達成状況は依然として極めて低い水準となっている。一方、VOC対策等原因物質の削減に取り組んでおり、その成果もあって光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標を用いると、高濃度域の光化学オキシダントは改善又は横ばいとなっている。 ○令和元年度におけるPM2.5の環境基準達成率は、一般局で98.7%、自排局で98.3%(平成30年度一般局:93.5%、自排局:93.1%)であり、一般局、自排局ともに改善している。また、全測定局の年平均値は、平成25年度以降緩やかな改善傾向が続いている。 ○降水のpHの平均値は依然目標値に届かないため、継続的に生態系への影響も含めモニタリングを実施していく。 ○アスベスト大気濃度調査については、いずれの地点でも石綿濃度が目標値の10本/L未満であった。今後も引き続き排出源である解体等工事での飛散防止に努めるとともに、モニタリングを継続する。
	次期目標等への反映の方向性	○PM2.5については、中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会の中間取りまとめ(平成27年3月)を踏まえ、PM2.5の原因物質である各種の大気汚染物質について、排出抑制対策の強化を検討・実施するとともに、総合的な対策に取り組む上で基礎となる現象解明、情報整備等に引き続き取り組む。光化学オキシダントについては、引き続き生成機構等に関する知見の集積に努めるとともに、これまでの対策とその効果を検証し、必要な追加的対策について検討する。両者は課題の多くが共通していることから、双方への対策効果を総合的に検討する。 ○光化学オキシダント及びPM2.5以外の大気汚染物質については、引き続き測定を継続するとともに、大気汚染防止法等に基づく大気汚染物質の排出抑制により、高い達成率を維持していく。 ○酸性雨については、酸性雨の状況及びその影響を把握し、悪影響の未然防止に努める。 ○アスベストについては、引き続き排出源である解体等工事での飛散防止に努めるとともに、モニタリングを継続する。

学識経験を有する者の知見の活用	○国内の光化学オキシダント対策については、令和元年9月の中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において、2018年から2020年の3年間における光化学オキシダント対策に係る検討スケジュールが作成された。 ○国内のPM2.5対策については、平成27年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会微小粒子状物質等専門委員会において中間取りまとめが行われた。また、平成31年3月の同専門委員会において、2018年から2020年の3年間におけるPM2.5対策に係る検討・実施スケジュールが作成された。 ○平成29年3月に中央環境審議会大気・騒音振動部会自動車排出ガス総合対策小委員会において、総量削減基本方針の中間目標の達成状況及び施策進捗状況の点検評価(中間レビュー)取りまとめが行われた。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	○各年度 大気汚染状況報告書(環境省) ○越境大気汚染・酸性雨長期モニタリング計画(環境省 平成14年3月策定・31年3月改訂)
---------------------------	---

担当部局名	水・大気環境局 総務課 大気環境課 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名	飯田博文(総務課長・自動車環境対策課長) 長坂雄一(大気環境課長) 平澤崇裕(環境管理技術室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	--	--------	--	----------	--------

- ①全国の一般環境大気測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]
 ア. 二酸化いおう(SO₂) エ. 二酸化窒素(NO₂) キ. トリクロロエチレン コ. 微小粒子状物質(PM2.5)
 イ. 一酸化炭素(CO) オ. 光化学オキシダント(O_x) ク. テトラクロロエチレン
 ウ. 浮遊粒子状物質(SPM) カ. ベンゼン ケ. ジクロロメタン
- ②全国の自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]
 ア. 二酸化窒素(NO₂) ウ. 光化学オキシダント(O_x) オ. 一酸化炭素(CO)
 イ. 浮遊粒子状物質(SPM) エ. 二酸化いおう(SO₂) カ. 微小粒子状物質(PM2.5)
- ③大都市地域における自動車排出ガス測定局における大気汚染に係る環境基準達成率[%]
 ア. 二酸化窒素(NO₂) イ. 浮遊粒子状物質(SPM)

年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	目標年	目標値		
①ア	99.7	99.6	99.9	100	99.8	99.9	99.8	-	100		
	イ	100	100	100	100	100	100	-	100		
	ウ	97.3	99.7	99.6	100	99.8	99.8	100	-	100	
	エ	100	100	100	100	100	100	100	-	100	
	オ	0.3	0	0	0.1	0	0.1	0.2	-	100	
	カ	99.8	100	100	99.8	100	100	100	-	100	
	キ	100	100	100	100	100	100	100	-	100	
	ク	100	100	100	100	100	100	100	-	100	
	ケ	100	100	100	100	100	100	100	-	100	
	コ	16.1	37.8	74.5	88.7	89.9	93.5	98.7	-	100	
	②ア	99	99.5	99.8	99.7	99.7	99.7	100	-	100	
		イ	94.7	100	99.7	100	100	100	-	100	
		ウ	0	3.6	0	0	0	0	0	-	100
		エ	100	100	100	100	100	100	100	-	100
		オ	100	100	100	100	100	100	100	-	100
		カ	13.3	25.8	58.4	88.3	86.2	93.1	98.3	-	100
	③ア	98.6	99.1	99.5	99.5	99.5	99.5	100	-	100	
		イ	92.3	100	99.5	100	100	100	-	100	

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-8)

施策名	目標3-2 大気生活環境の保全					
施策の概要	騒音・振動・悪臭の防止対策やヒートアイランド対策による大気生活環境の保全					
達成すべき目標	騒音・振動・悪臭の発生防止や、ヒートアイランド問題の改善により、良好な大気生活環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	154	182	186	170
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	154	182	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	149	178	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) ○気候変動適応計画(平成30年11月27日閣議決定)					

測定指標	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度		
騒音に係る環境基準達成状況(%)	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	△
	-	85.7	89.7	89.4	89.0	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
自動車騒音に係る環境基準達成状況(道路に面する地域)(%)	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	△
	-	93.9	93.9	94.3	94.2	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
航空機騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	△
	-	79.5	80.5	81.4	81.5	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成状況(測定地点ベース)(%)	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	×
	-	50.1	56.2	56.7	58.7	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
振動に係る全国の苦情件数(件)	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	-
	-	3,252	3,229	3,399	3,179	集計中	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
悪臭に係る全国の苦情件数(件)	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	-
	-	12,624	12,025	12,573	12,020	集計中	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
熱中症予防サイトの閲覧数(アクセス件数:万件)	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	-
	-	1,150	1,200	3,000	2,900	4,800	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	
暑熱環境測定結果提供機関数(施設)	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	-
	-	-	24	24	27	27	-	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	

<p>目標達成度の測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) 進展が大きくない</p> <p>(判断根拠)</p> <p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和元年度の環境基準の達成状況は89.0%となっている。</p> <p>○自動車騒音について、道路に面する地域における令和元年度の環境基準の達成状況は94.2%となっている。</p> <p>○航空機騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和元年度の環境基準の達成状況は81.5%となっている。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、各年度での測定件数の違い等を考慮する必要があるものの、近年は緩やかな改善傾向にあり、令和元年度の環境基準の達成状況は58.7%となっている。</p> <p>○振動に関する苦情件数は、近年横ばい傾向にあり、令和元年度は前年よりやや減少した。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加傾向にシフトしている。</p> <p>※平成16年度から平成30年度の苦情件数については、苦情発生年度に苦情処理が完結しなかったものについて、翌年度の苦情件数にも含めて集計を行っていたが、令和元年度の集計においては当該年度発生分のみを集計している。実績値で減少しているように見て取れるが、実際は増加している。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、熱中症予防情報サイトのアクセス数は前年度に比べ、大幅に増加した。</p> <p>○検討の結果、令和3年度より暑さ指数(WBGT)の認知度を測定指標とすることが妥当であるとの結論に達した。</p>
<p>評価結果</p> <p>施策の分析</p>	<p>○騒音に係る環境基準の達成状況は、近年、緩やかに改善しているが、ここ数年間はおおむね横ばいとなっている。引き続き目標達成に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○自動車騒音に係る環境基準の達成状況は、令和元年度は94.2%であるが、目標達成に向け、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。</p> <p>○航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、令和元年度は民間空港で77.5%、自衛隊等専用の飛行場(共用空港を含む)で85.9%であった。全体では81.5%であり、近年、緩やかに改善している。特に自衛隊等専用の飛行場(共用空港を含む)が改善傾向にあるが、運航機種や本数等は時期や年度によって異なることから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。</p> <p>○新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況は、令和元年度は58.7%であり、近年、緩やかな改善傾向である。発生源対策は鉄道事業者等により取り組まれているが、土地利用対策が十分に進んでいないことから、今後の傾向について引き続き注視していく必要がある。</p> <p>○振動に関する苦情件数は、近年、横ばい傾向にあるものの、引き続き苦情件数の減少に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数は、14年連続で減少傾向であったが、平成30年度以降増加傾向にシフトしている。典型7公害の中で上位の件数になっているため、引き続き苦情件数の減少に向けた取り組みが必要である。</p> <p>○光害対策については、平成30年から収集している夜空の明るさデータを、大気環境保全に関する新たな数値とするため、今後も継続したデータ収集を行う。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、サイトのアクセス数は令和2年度大幅に増加している。近年の熱中症救急搬送者数等が高い水準であることから、引き続き熱中症予防情報サイト上において情報提供を行う必要があると同時に、今後アクセス数が増加するよう取り組みが必要である。</p>
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策・測定指標】</p> <p>○騒音に係る環境基準については、引き続き高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○自動車騒音については、引き続き高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○航空機騒音については、引き続き測定を継続し、高い達成率を維持しつつ、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○新幹線鉄道騒音については、引き続き測定を継続するとともに、総合的な対策を推進し、更なる達成率の向上に努めていく。</p> <p>○振動に関する苦情件数については、更なる苦情件数の減少に努めていく。</p> <p>○悪臭に関する苦情件数については、業種別悪臭対応参考事例集を公表し更なる苦情件数の減少に努めていく。</p> <p>○光害対策については、平成30年から収集している夜空の明るさデータを、大気環境保全に関する新たな数値とするため、今後も継続したデータ収集を行う。</p> <p>○ヒートアイランド対策については、引き続き熱中症予防情報サイトのアクセス数の向上に努めていく。また、サイトのアクセス数は酷暑により大きく増減することから、今後、暑さ指数(WBGT)の認知度を新たな指標として検討するため、平成30年度に実施した意識調査の結果のような基礎データを収集していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	「騒音・低周波音問題への対応及び実態調査検討会」、「鉄道騒音の評価に係る検討会」、「悪臭公害防止強化対策に関する検討会」、「新幹線鉄道騒音及び航空機騒音対策に関する検討委員会」等を開催し、学識経験を有する者のご意見を伺いながら検討を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 騒音規制法施行状況調査(環境省) 各年度 振動規制法施行状況調査(環境省) 各年度 悪臭防止法施行状況調査(環境省) 各年度 自動車交通騒音実態調査報告(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	水・大気環境局 大気生活環境室 環境管理技術室 自動車環境対策課	作成責任者名	長坂雄一(大気生活環境室長) 鈴木延昌(環境管理技術室長) 飯田博文(自動車環境対策課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---	--------	---	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-9)

施策名	目標3-3 水環境の保全(海洋環境の保全を含む。)					
施策の概要	水質汚濁に係る環境基準等の目標を設定して、その達成状況の改善を図るとともに、適切な地下水管理を推進し、健全な水循環の確保に向けた取組を推進する。また、海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。さらに、海洋ごみ対策について、海岸漂着物処理推進法に基づく回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋ごみの実態把握のための調査研究、国際的連携等に取り組む。					
達成すべき目標	水質汚濁に係る環境基準達成率の向上等により、健全な水循環の確保を目指す。また、廃棄物の海洋投棄の規制等により、海洋環境の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	2,716	5,558	6,209	2,572
		補正予算(b)	3,099	0	3,525	-
		繰越し等(c)	▲ 362	0	(※記入は任意)	
		合計(a+b+c)	5,453	5,558	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	5,242	4,576	(※記入は任意)			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定) 水循環基本計画(令和2年6月16日閣議決定) 瀬戸内海環境保全基本計画(平成27年2月27日閣議決定) 海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針(令和元年5月31日閣議決定)					

測定指標	1 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	△
		-	99.2	99.2	99.1	99.2	-	100%	
	年度ごとの目標値								
	2 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	×
		(河川)	95.2	94	94.6	94.1	-	100%	
		(湖沼)	56.7	53.2	54.3	50.0	-	100%	
		(海域)	79.8	78.6	79.2	80.5	-	100%	
	全体	90.3	89	89.6	89.2	-	100%		
	年度ごとの目標値								
	3 地下水における水質環境基準の達成率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	△
		-	93.9	94.5	94.4	94	集計中	100%	
	年度ごとの目標値								
	4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	×
		-	別紙のとおり					100%	
	年度ごとの目標値								
	5 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える沈下が発生していない地域の割合(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	- 年度	△
		-	93.1	100	77.4	93.5	集計中	100%	
	年度ごとの目標値								
	6 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)	基準値	実績値					目標	達成
年度		H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	○	
0		59	12	0	0	0	0		
年度ごとの目標									

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>(判断根拠)</p> <p>○健康項目全体(27項目)の環境基準達成率(令和元年度)は99.2%で、主要な測定指標はほぼ目標値に近い。なお、基準値超過の主な原因は、自然由来が最も多い。</p> <p>○生活環境項目(BOD/COD)の環境基準達成率(令和元年度)は、河川94.1%、湖沼50.0%、海域80.5%、全体89.2%であった。河川はほとんどの地点で環境基準を達成しており、概ね目標値に近いものの、湖沼は依然として達成率が低い状況にある。</p> <p>○地下水の環境基準達成率(令和元年度)は94%と概ね目標値に近い。</p> <p>○閉鎖性海域における窒素及びりん的环境基準達成率(令和元年度)は、東京湾100%、伊勢湾85.7%、大阪湾100%、瀬戸内海(大阪湾を除く)96.5%であり、窒素及びりんが総量削減の対象項目として追加された平成13年度(東京湾50%、伊勢湾57%、大阪湾33%、瀬戸内海(大阪湾を除く)98%)と比べて着実に改善してきている。</p> <p>○赤潮は人為的な要因によらず発生することもあり、赤潮発生件数をゼロにすることは困難であるが、近年は横ばい傾向となっており、最も件数の多い時期と比較すれば減少している(例えば、瀬戸内海では昭和51年度に299件発生、令和元年度は58件発生)。</p> <p>○海洋投入処分の許可制度の適正な施行や、陸上で発生した廃棄物の陸上での処理の推進により、陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は減少傾向にあり、平成30年度以降はゼロを達成している。</p> <p>○地盤沈下監視(のための水準測量)が実施された地域が毎年異なるため、実績値は年によって変動するものの、令和元年度は93.5%であり、昨年と比較すると向上しているが、依然として地盤沈下が生じている地域がみられる。</p>
	施策の分析	<p>○水質汚濁に係る環境基準等の設定について、国際的な動向及び国内データの蓄積に努め、公共用水域及び地下水の環境基準項目の追加、要監視項目の環境基準健康項目への移行等の検討が必要である。</p> <p>○地下水における水質環境基準は、全国的にほぼ目標を達成している。環境基準の超過率が最も高い硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等については、引き続き目標達成に向けて生活排水の地下浸透、農地への過剰な施肥、家畜排せつ物の不適正処理などの取組が必要である。</p> <p>○閉鎖性海域における水質環境基準の達成率は、一部の地域で低く、目標達成に向けた更なる取組が必要である。</p> <p>○廃棄物の海洋投棄の規制等については、ロンドン条約、マルポール条約やバラスト水管理条約等の遵守について適切に対処し、国際的な動向を把握しながら、海洋投入処分の許可制度の適正な施行を行っている。今後も引き続き海洋環境の保全に向けて国際的な連携の下、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図る。</p> <p>○海洋ごみ対策については、海岸漂着物処理推進法に基づき関係部局とも連携しつつ、自治体に対する財政支援等による回収・処理、国内での廃棄物の適正処理等の推進による陸域等からの海洋ごみの発生抑制、海洋中におけるマイクロプラスチックに係る日本周辺海域等の分布状況や実態把握のための調査・研究を進めた。今後も引き続き取組を進めて行く必要がある。</p> <p>○地盤沈下については、ほぼ目標を達成しているが、引き続き目標達成に向けた取組が必要である。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>○測定指標1. 公共用水域における水質環境基準の達成率(健康項目)(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境基準健康項目は国民の健康を保護を目的としたものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準健康項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。 ・達成率も参考に、引き続き適切な水質環境基準健康項目の見直しを行う。 <p>○測定指標2. 公共用水域における水質環境基準の達成率(生活環境項目BOD/COD)(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。 ・達成率も参考に、引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行う。 <p>○測定指標3. 地下水における水質環境基準の達成率(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境基準は適切な地下水管理を目的としたものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。 ・達成率も参考に、引き続き適切な水質環境基準の見直しを行う。 ・特に硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、硝酸性窒素等地域総合対策ガイドライン等を用いて、地域における総合的な対策を推進支援等の取組を実施する。 <p>○測定指標4. 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水質環境基準生活環境項目は生活環境を保全することを目的としたものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。赤潮の発生件数については、赤潮が人為的な要因によらず発生することもあるため、引き続き具体的な数値目標は設定しないことが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準生活環境項目の見直しを行うとともに、適宜、測定指標も見直すこととする。赤潮の発生件数は、これまでと同様、具体的な数値目標は設定しないものとする。 ・閉鎖性海域における水質環境基準生活環境項目の達成率や赤潮の発生件数を踏まえ、引き続き目標達成に向けた取組を進めて行く。 <p>○測定指標5. 地盤沈下監視を実施した地域の内、2cm/年を超える地盤沈下が発生していない地域の割合(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地盤沈下量の目標は、地盤沈下による構造物の損壊や洪水時の浸水増大等の被害の防止を図るものであり、引き続き100%達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・上記の妥当性から、これまでと同様の目標を設定する。 ・全国の地盤沈下状況については、引き続き、全国の自治体から報告を受け、取りまとめ結果を自治体等へ発信することで、地盤沈下防止に係る積極的な働きかけを図る。 <p>○測定指標6. 陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量の目標については、海洋環境の保全に向けて、国内における廃棄物の海洋投棄の規制等による海洋汚染の防止を図ることを目的としたものであり、引き続き陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量ゼロの達成を目標として設定することが妥当と考える。 ・陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量(万トン)については、平成30年度以降はゼロを達成し続けているが、引き続き陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量が発生しないよう必要な処置を講じる必要があり、これまでと同様の目標を設定する。
------	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	<p>○中央環境審議会水環境部会瀬戸内海環境保全小委員会において、「瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について」審議され、令和2年3月に答申がなされた。</p> <p>○有明海・八代海等総合調査評価委員会及び二つの小委員会において、有明海・八代海等の再生に向けた評価について検討を行った。</p>
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○公共用水域水質測定結果(環境省)</p> <p>○地下水質測定結果(環境省)</p> <p>○全国の地盤沈下地域の概況(環境省)</p>
---------------------------	--

担当部局名	水・大気環境局 水環境課 閉鎖性海域対策室 海洋環境室 地下水・地盤環境室	作成責任者名	筒井誠二(水環境課長) 行木美弥(閉鎖性海域対策室長) 山下信(海洋環境室長) 筒井誠二(地下水・地盤環境室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---	--------	---	----------	--------

4 閉鎖性海域における水質環境基準の達成率(COD、全窒素、全りん)等

別紙

東京湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度
	—	63.2 100	63.2 66.7	63.2 100	68.4 100	—	100 100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
伊勢湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度
	—	62.5 85.7	43.8 85.7	50.0 85.7	62.5 85.7	—	100 100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
大阪湾における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度
	—	75.0 100	66.7 100	66.7 100	66.7 100	集計中	100 100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
瀬戸内海(大阪湾を除く)における水質環境基準の達成率(%) (上段:COD、下段:全窒素・全りん)	基準値	実績値					目標値
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度
	—	74.3 98.2	74.3 96.5	72.3 96.5	77.0 96.5	集計中	100 100
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	
赤潮の発生件数[件] (瀬戸内海/有明海/八代海)	基準値	実績値					目標値
	年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度
	—	78/39/19	71/38/13	82/33/13	58/32/10	集計中	—
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-10)

施策名	目標3-4 土壌環境の保全					
施策の概要	<p>○市街地等土壌汚染対策については、土壌汚染による人の健康被害の防止のために、土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。</p> <p>○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壌汚染対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○土壌汚染対策法の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討する。</p>					
達成すべき目標	土壌汚染による環境リスクを適切に管理し、土壌環境を保全する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	314	315	298	304
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	314	315	298	
執行額(百万円)	286	283	283			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	土対法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数/要措置区域数)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	×
		-	89.3	86.1	85.6	83	集計中	100	
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-	
	ダイオキシン類土壌汚染対策地域の対策完了率(%)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
-		100	100	100	100	100	100		
年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-	-		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり</p> <p>(判断根拠) ○施行状況調査の結果、土壌汚染対策法の適切な運用により、要措置区域における措置の実施率は83%(令和元年度末)であり、概ね高い達成率で横ばいとなっている。</p> <p>なお、措置の実施率の算出に用いる措置実施区域数については、平成27年度から、「措置を実施中の区域数」を追加している。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策地域(以下「ダイオキシン類対策地域」という。)として指定された6地域全てにおいて、対策計画に基づく対策が平成27年度までに完了しており、平成26年度以降はダイオキシン類対策地域として指定された地域はないため、達成率は100%を維持している。</p>
	施策の分析	<p>○市街地土壌汚染対策については、土壌汚染対策法が適切に運用され、土壌汚染が把握されるとともに、措置が行われていることから、引き続き土壌汚染対策を確実に実施していくことが重要である。なお、土壌汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年5月に土壌汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日に施行された。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策については、国民の健康保護のため、都道府県が指定するダイオキシン類対策地域での対策が確実に進められるよう、引き続き支援が必要である。</p> <p>○生活環境等の保全に係るリスク管理については、土壌汚染対策での生活環境、生態系への影響を把握し、必要な対応を講ずる必要がある。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>○市街地土壌汚染対策については、土壌汚染対策法に基づき、引き続き環境リスクの適切な管理を推進する。</p> <p>○ダイオキシン類土壌汚染対策については、引き続き都道府県が指定するダイオキシン類対策地域において対策事業を実施する。</p> <p>○生活環境等の保全に係るリスク管理については、引き続き土壌汚染対策法の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壌汚染対策での対応について検討を進める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	中央環境審議会土壌農薬部会において、土壌環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の基準の見直し等に関する事項を中心に議論がなされ、令和2年1月27日に中央環境審議会より「土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の見直しその他法の運用に関し必要な事項について(第4次答申)」が答申された。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果(環境省) 各年度 土壌汚染調査・対策手法検討調査業務(環境省) 各年度 ダイオキシン類対策特別措置法施行状況(環境省)
---------------------------	--

担当部局名	水・大気環境局 土壌環境課	作成責任者名	筒井誠二(土壌環境課長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	------------------	--------	--------------	----------	--------

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-11)

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策					
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を設定する。					
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、令和2年度までに全ての基準を設定する。					
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	147	162	145	166
		補正予算(b)	0	0	0	0
		繰越し等(c)	0	0	0	
		合計(a+b+c)	147	162	145	
執行額(百万円)	148	150	105			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)					

測定指標	1 ダイオキシン類排出総量(g-TEQ/年)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	年度	○
		—	112	104	115	101	—	—	
		年度ごとの目標値	176以下	176以下	176以下	176以下	176以下	176以下	
	2 ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	基準値	実績値					目標	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	— 年度	△
		大気	100	100	100	100	—	100	
		公共用水域(水質)	98.6	98.5	98.8	98.7	—	100	
		公共用水域(底質)	99.6	99.7	99.7	99.6	—	100	
		地下水質	99.6	100	100	100	—	100	
	土壌	100	100	100	100	—	100		
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—		
	3 水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R2年度	△
		—	477	509	539	573	586	594	
年度ごとの目標値		466	507	539	569	594			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり			
	施策の分析	<p>(判断根拠)</p> <p>○令和元年度のダイオキシン類排出総量は、ダイオキシン類を排出する事業者における、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準の遵守等の取組により、当面の間の目標量を下回っている状況であり、削減目標の達成が確認されるとともに、減少の一途を辿っている。また、令和元年度の全国の環境調査結果では、大気・土壌・地下水質は100%、その他も概ね環境基準を達成している。</p> <p>○水産基準については、目標数にわずかに至らなかったものの、おおむね達成している。</p>			
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>○改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限りダイオキシン類の排出量を削減する努力を継続する。</p> <p>○農薬の使用に伴う生態系へのリスク低減に資するため、引き続き、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定を、迅速かつ的確に行っていく。</p> <p>【測定指標】</p> <p>○我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画で定められた目標量により、引き続き評価を行う。</p> <p>○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定が迅速かつ的確に進捗しているか把握可能な指標として、引き続き「水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)」を指標として評価を行う。</p>			
学識経験を有する者の知見の活用	○学識経験者を委員とする水域の生活環境動植物登録基準設定検討会及び中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会を開催し、審議を行った(令和2年度)。				
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各年度 ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー) 各年度 ダイオキシン類に係る環境調査結果				
担当部局名	水・大気環境局 総務課 農業環境管理室	作成責任者名	飯田博文(総務課長) 伊澤航(農業環境管理室長)	政策評価実施時期	令和3年8月

令和2年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省R2-12)

施策名	目標3-6 東日本大震災への対応(環境モニタリング調査)				
施策の概要	被災地及び周辺地域の基礎的な情報等を的確に把握、提供するための環境モニタリング調査等を実施する。				
達成すべき目標	被災地及び周辺地域の環境に関する基礎的な情報等を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧復興に資する。				
施策の予算額・執行額等	区分	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
	当初予算(a)	537	509	492	492
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰越し等(c)	0	0	(※記入は任意)	/
	合計(a+b+c)	537	509	(※記入は任意)	
執行額(百万円)	427	440	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)				

測定指標	1 公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
		-	53	54	55	54	55	55	
		年度ごとの目標値	/	53	53	55	54	55	
	2 地下水放射性物質モニタリング調査結果の公表回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
		-	4	4	4	4	4	4	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	
	3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査結果の公表回数(回)	基準値	実績値					目標値	達成
		年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	-年度	○
		-	1	1	1	1	1	1	
		年度ごとの目標値	/	-	-	-	-	-	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) 目標達成 (判断根拠) 公共用水域や地下水、被災影響海域における海洋環境関連の放射性物質モニタリング調査等の定期的な実施により、目標通り汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供した。
	施策の分析	○公共用水域、地下水、海域における放射性物質等のモニタリングは、原発事故後の水環境中における放射性物質の挙動等を把握し、科学的に正確な情報を国民に提供することにより、国民の安心の醸成に寄与するものであり、安心の形成、風評抑制の観点から基礎的情報として継続して収集、公表することが望まれている。 ○環境省のホームページで公表されたモニタリング結果は、多くの閲覧がされており、施策目標に有効かつ効率的に寄与している。 ○なお、令和2年度のモニタリングに関しては、公共用水域について新型コロナウイルス感染拡大対策の一環として7月上旬までモニタリングの着手を見合わせた。この結果、年間調査回数が1~2回減少したが、放射性物質の水環境中の挙動把握に影響はなかった。
	次期目標等への反映の方向性	○測定指標1 公共用水域放射性物質モニタリング調査結果の速報回数(回) ・公共用水域放射性物質モニタリング調査は、福島第一原発事故により環境中に放出された放射性物質(主にセシウム)の公共用水域中の挙動を把握するとともに、結果を速やかに公表することにより、国民の安心の醸成に寄与するものであり、引き続きモニタリング結果の速やかな公表(年間55回を予定)を目標と設定することが妥当と考える。 ・引き続き、国民の安心の醸成に資するため、必要に応じ調査の見直しを行い、結果を速やかに公表していく。 ・原発事故により環境中に放出された放射性物質の公共用水域中での挙動等を的確に把握し、結果を速やかに国民に公表することで、国民の安心の醸成に資するため、引き続き調査結果の公表回数を目標としていく。 ○測定目標2 地下水放射性物質モニタリング調査結果の公表回数(回) ・地下水放射性物質モニタリング調査は、適切な地下水管理を目的としたものであり、引き続き4回の公表を目標として設定することが妥当と考える。 ・引き続き適切な水質環境基準の見直しを行うとともに、適宜、測定項目や測定指標も見直すこととする。 ・本目標の達成率も参考に、引き続き適切な地下水放射性物質モニタリング調査の見直しを行う。 ○測定目標3 被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査結果の公表回数(回) ・被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査は、年に1回実施しており、毎年度1回調査結果を公表することは妥当と考えられる。 ・引き続き国民の不安解消に資するため、必要に応じ調査の見直しを行い、適時に公表していく。 ・被災地海域の有害物質、放射性物質モニタリング調査等の実施により、汚染状況を的確に把握し、情報を国民に提供することで、国民の不安解消と復旧・復興に資するため、引き続き調査結果を公表する。

学識経験を有する者の知見の活用	水環境における放射性物質の常時監視に関する評価検討会において、前年度に実施した調査結果について評価を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・公共用水域における放射性物質モニタリング測定結果(環境省HP) ・地下水質のモニタリング調査における放射性物質濃度の測定結果について(環境省HP) ・被災地における海洋環境モニタリング調査結果の公表について(環境省HP)
---------------------------	---

担当部局名	水・大気環境局 水環境課 海洋環境室 地下水・地盤環境室	作成責任者名	筒井誠二(水環境課長) 山下信(海洋環境室長) 筒井誠二(地下水・地盤環境室長)	政策評価実施時期	令和3年8月
-------	---------------------------------------	--------	--	----------	--------